

創発 Mail Magazine

創発は‘インキュベーション’のプロ集団。-問題解決のための新しい戦略・進化-

当メールマガジンは、日本総研/創発戦略センターの연구원と名刺交換させていただいた方に配信させていただいています。>> [登録解除はこちら](#)

[日本総研/創発戦略センター](#) | [연구원紹介](#) | [セミナー・イベント](#) | [書籍](#) | [掲載情報](#) | [ESG Research Report](#) |

今回の次世代農業連載は人口減少下における日本の農業の付加価値について。販売価格の上昇と、生産コストの低減が実現した結果、日本の農業名目GDPは過去30年にわたって続いた縮小トレンドに歯止めがかかり、改善していることをマクロ指標から分析しています。

1. Yumoto Message

[・株高持続を阻む3つのハードル](#)

2. 創発eyes

[・男性が育児休業を取れる企業は元気が](#)

3. 北京便り

[・中国で初めての土壤汚染防止法が採択](#)

4. 連載_次世代農業

[・次世代農業の“芽”](#)

[第12回 「人口減少下でも改善するわが国農業の付加価値」](#)



副理事長
シニアエグゼクティブ
エコノミスト
[湯元 健治](#)

YUMOTO Message

株高持続を阻む3つのハードル

1. はじめに

9月上旬以降、米国株価（NYダウ）は節目の2万6,000ドルを突破し、9月20日には、年初来高値を実に8ヵ月振りに更新、その後、一進一退の局面が続いているが、基本的に堅調な推移が続いている。日本株（日経平均）も、9月28日に2万4,000円台に乗せ、翌10月1日には年初来高値を更新したが、その後は2万3,500円台に反落している。日米ともに、株価上昇のスピードが速く、過熱感も出始めていただけに、最近の下落はスピード調整の色彩が強いが、トレンドとして、来年に向けて株価上昇が続くかどうかは、なお慎重にみておく必要がある。筆者の予想した3つのシナリオのうち、「日米株価は徐々に上昇基調を取り戻し、年初来高値を更新する」とのシナリオが現実化した形だが（詳しくは、[「湯元健治の視点「年後半以降のマーケットを読む」2018.7.10参照](#)）、現時点では、株高持続を阻む3つのハードルが立ちはだかっており、株価の先行きを過度に楽観視することは出来ない。下手をすると、年初の大幅な下落を想起させる第2弾の調整を余儀なくされるリスクにも目配りが必要だ。現在の株高は、（1）米中貿易戦争泥沼化、（2）FRBの利上げ加速、（3）米長期金利の上昇という3つのリスクファクターが燻り続ける中での現象だからだ。

2. 米中貿易戦争の影響がいよいよ顕在化へ

まず、市場は最大のリスク要因である米中貿易戦争がエスカレートするリスク

は小さくなったとして、先行きに対する懸念が薄れつつある。確かに、(1) 北米自由貿易協定 (NAFTA) 交渉で、米国がカナダと合意、(2) 日米が自動車関税引き上げ留保を前提として物品貿易協定 (TAG) について交渉開始、(3) 米国が2,000億ドルの対中製品への制裁関税率を当初表明した25%から10%に引き下げるなど、これ以上の保護主義加速は考えにくいと思わせる出来事が相次いだことが、市場の懸念を和らげたことは事実だ。しかし、筆者が元々見ていた通り、トランプ大統領は中間選挙が近づくにつれて、強硬姿勢一点張りから、徐々に成果を強調するスタンスに転じている。カナダは、カナダ抜きでメキシコと貿易協定を結ぶというトランプ大統領の脅しに屈する形で、自動車輸出数量自主規制で妥協した。日本も自動車関税引き上げをちらつかせる米国に妥協し、2国間交渉に応じるとの姿勢に転換したが、TAGは米国が要求する日米FTA協定とは異なるというのが日本側の見解であり、米国とは同床異夢に過ぎない。火種はなお燻っており、中間選挙後はより厳しい要求が米国から突き付けられるはずだ。対中関税賦課についても、中国が報復措置を取れば、(1) 税率を25%に引き上げる、(2) 追加で2,670億ドル相当の中国製品に制裁関税をかけるとしており、現在の状況は一時的な小康状態に過ぎない。

実際、米中貿易戦争が泥沼化し、実体経済に今後、悪影響が広がるとの懸念は中国サイドでより強い。上海総合指数は、世界的な株価上昇を背景に2,800ポイント台まで持ち直していたが、再び2,800ポイントを割れて下落基調に転じている。中国人民銀行は10月8日、今年3回目となる預金準備率の引き下げに踏み切り、ネットで7,500億元の流動性を供給したが、市場の不安は収まらず、効果は限定的なものに止まっている。人民元相場も1ドル6.9元台と1年7ヵ月振りの安値に下落し、防衛ラインとされる7元台に迫っている。米国の制裁関税の直接的影響が現れるのは10月以降とみられるが、市場はそれを先取りして反応している。少なくとも中国のマーケットの動向からは、米中間選挙前の妥協成立はあり得ないとみておく必要があるだろう。

3. FRBの利上げ打ち止め観測は時期尚早

市場が楽観する第2の要因は、2019年の後半にもFRBの利上げが打ち止めになるとの観測だ。直近のFOMC議事要旨によれば、多くのメンバーが「それほど遠くない将来」にFRBが金融政策を緩和的と表現することを止めることが適切になる公算があるとしている。これは、FF金利が景気刺激的でも景気抑制的でもない中立金利水準にいずれ達すると読むことが出来るが、実際、9月25~26日のFOMCでは今年3回目の利上げが実施され、声明文からは「緩和的」との文言が削除されている。中立金利水準は2.9%とされているが、0.25%幅の利上げが今後あと3~4回実施されれば、FF金利は中立金利水準に達するため、早ければ来年央から後半にかけて利上げ打ち止めが意識されている。Blombergの調査では、来年9月に利上げが打ち止めとなるとの見方が多数を占めている。

ただし、筆者の見方では、中立水準に達すれば、即利上げ打ち止めとなる訳では必ずしもない。市場は米中貿易戦争の影響やトランプ大統領の利上げ批判を考慮するとみている節があるが、貿易戦争の影響は、景気よりもインフレ懸念を強める方向に作用する。また、露骨な政治圧力は却って逆効果になりかねないとみるべきだろう。最近のFOMCメンバーの金利予想を表すドットチャートでみると、2018年の利上げはあと1回、2019年は3回、2020年は1回、2021年は利上げなしとなっており、利上げ打ち止めは、2020年に入ってからと読める。FOMCメンバー内でも(1) 中立水準に達したら一旦様子見、(2) 中立水準到達後も利上げ継続のどちらかに意見が分かれている模様であり、どちらになるかは、米国のインフレ圧力の強さにかかっているといえよう。仮に、(1) のケースで利上げを一旦停止しても、インフレ圧力の強さが確認された場合には、利上げ再開となることは間違いない。

4. 長期金利の上昇が示唆するインフレ圧力

それでは、米国のインフレ圧力をどうみるべきだろうか。その兆候の一つが、長期金利の上昇だ。米国10年物国債利回りは、9月中旬に3%台に乗せて以降、ジリ高傾向が続いており、直近では3.25%と7年3ヵ月振りの水準に上昇している。長期金利の上昇は、通常、政策金利の上昇期待を反映するか、将来

のインフレ懸念の高まりを示す。政策金利の動向を最も端的に示すのは、2年物国債利回りだが、これもジリ高傾向にある。ただし、そのテンポは足下で近い将来の利上げ打ち止めを織り込み緩やかとなっているのに対して、10年国債利回りは、むしろ上昇テンポを速めている。この違いは、インフレ圧力の高まりを示唆している可能性がある。

直接的に期待インフレ率を示すのは、BEI（ブレーク・イーブン・インフレ率）だが、足下では2.17%と安定圏内にはあるものの、ジリ高基調にある。これは、原油価格（WTI先物）がじり高傾向にあり、足下1バレル75ドル前後まで上昇していることが影響している。原油価格の上昇は、トランプ大統領のイラン制裁が近く発動され、イラン産原油の供給が減少すると懸念を反映している。さらに、中国製品への関税賦課の影響が今後、消費者物価の上昇に跳ね返ることは必至だ。2,000億ドル規模の中国製品のかなりの部分は衣料品や日用品、家電製品などの消費財が対象となるためだ。

9月の雇用統計では、非農業就業者数は13.4万人と伸び悩んだものの、失業率が3.7%と1969年12月以来、49年振りの低さとなった。1人当たり賃金上昇率も2.8%と前月より小幅低下したものの、高めの数値となっており、将来のインフレの兆しを感じさせる。現段階では、米国のインフレが加速するとまで断言はできないが、物価を巡る環境は、徐々にインフレを予感させるものになってきており、こうした状況下で、FRBが中立水準で利上げを打ち止めにする保証などないといえよう。そうなった場合、現在小康状態にある新興国通貨・株安が再燃するリスクも決して過小評価できない（詳しくは、[湯元健治の視点「新興国リスクをどうみるか」](#) 2018.9.11参照）。トルコ、アルゼンチンなど限定的な範囲にとどまっている新興国通貨安がより広範に広がる場合には、世界経済の落ち込みを招き、米国株価暴落の引き金となりかねない。IMFは、2016年7月以来2年振りに、世界経済の成長率予測を引き下げた。引き下げ幅は3.9%から3.7%へと小幅だが、その要因として、米中貿易摩擦のエスカレートと新興国市場の動揺を上げている点には警戒が必要だ。

5. おわりに

とはいえ、米国の株高を支えている本源的な要因である企業業績の好調さは大きく変わっていない。米国企業の本年7～9月期の1株当たり利益は、前年比20%の増益予想となっており、3期連続2割増益達成なら8年振りの快挙と言える。その根底には、米国経済を始めとする世界経済の高成長があることは言うまでもない。ただし、増益率のうち半分はトランプ政権による大型減税の影響があることは割り引いて見る必要があるだろう。今後、減税の影響が剥落していくことは確実であり、米中貿易戦争の激化は、米国企業の対中輸出鈍化と米国消費者物価の上昇、長短金利の上昇という形で米国経済、ひいては企業業績にも重石となつてのしかかって来よう。米国株価の割安・割高感を示す予想PERは19倍と1月下旬の株価暴落前の水準に上昇しており、いつ急落が生じてもおかしくない。米国経済、物価、金利動向には、今まで以上に慎重な目配りが必要な時期に差し掛かっているのではないか。



創発戦略センター
シニアマネジャー
[村上 芽](#)

創発eyes

男性が育児休業を取れる企業は元気が

2017年から三井住友銀行が提供している「SMB C働き方改革融資／私募債」は、借入れを行う企業の働き方改革の状況を、日本総研と同行とで作成した基準に基づき診断し、今後の推進を支援しようとする金融商品である。筆者は関西の企業を中心に、診断業務に携わっている。調査票を手に実際に企業と面談をする中で、「この企業は元気だな」と感じる共通項が、男性の育児休業に関することである。

育児休業は、育児・介護休業法が定める、1歳未満の子を養育する労働者が男女ともに取得できる休業である。厚生労働省の「平成29年度雇用均等基本調査」によると、育児休業の取得割合は、女性83.2%、男性5.14%だった。平成27年度調査では男性の取得率が2.65%だったことからすれば、2年で倍近くに増えたともいえるが、いまだに20人に1人にとどまっている、という方が適切に思える。事業所規模別にみると、5~29人が最も高く6.13%、30~99人が最も低く3.06%だった。産業別にみると、高いのは「金融業、保険業」の15.76%、「情報通信業」の12.78%、低いのは「生活関連サービス業、娯楽業」や「サービス業（他に分類されないもの）」で1%台だった。

男性の育児休業取得者が実際、何日間の休業を取得しているかについては、直近の平成29年度調査では対象にはなっていないため、男性の取得率が2.65%だった平成27年度調査を引用せざるを得ない。調査結果は「5日未満」が最も多く56.9%、「5日~1カ月未満」が26.2%、「1カ月~3カ月未満」が12.1%と、1カ月未満までで83.1%、3カ月未満までで95.6%を占めた。相対的に長期の取得が見られた業種（「5日未満」が最も多くない業種）は、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」だった。

このように、日本の育児休業は、北欧諸国やドイツ、フランスなどに比べて、取得率は低く期間も短いのが現状である。育児休業の社内規定は、30人以上では9割以上の企業で整備されているものの、30人未満の企業で71%しか整備されていない。しかも、書面による規定が存在していても、認知度・理解度についてはおそらく高いとは言えないだろう。働き方改革に関心のある企業でも、話を伺ってみると男性の育児休業については「法律で取れるとは知っているが」といった反応になってしまうことも少なくない。そもそも、社内には独身者が多く対象者がほとんどいないというケースもある。

ただ、中には、男性の育休取得推進に伴う効果として、（1）若手世代の満足度向上、（2）育児に携わることによって得られる経験や業務へのインスピレーション、（3）周囲の女性従業員からの共感などを紹介すると、「面白そうだから、進めてみようか」という企業が一定数現れる。働き方改革に取り組む企業だけに、「他社がやっていないことを1つでもやって、採用時の差別化を図りたい」という考えは旺盛である。まだ社会全体で進んでいない男性の育児休業こそ、格好の切り口になると判断されるのだろう。弊社からの提案と自社の現状を照らし合わせて「早速考えよう」とする企業もある。

男性の育児休業取得をはじめとする育児参加が、どのような定量的な効果を持ち得るのか（例えば妻のキャリア促進につながるか、2人以上の子を持つ夫婦を増やすのかなど）についても、少しずつ研究事例が出てきたところである。筆者も、「男性もしっかり育児できる企業ほど元気」という経験則を公式に昇華させていきたいと考えている。



創発戦略センター
シニアマネジャー
北京諮詢分公司
総経理
王 テイ

北京便り

中国で初めての土壤汚染防止法が採択

2018年8月31日、第13回全国人民代表大会常務委員会第5回会議において、「土壤汚染防止法」が採択されました。2019年1月1日より施行される予定です。

2014年4月に「全国土壤汚染状況調査公報」が公表されてから約4年あまりこれは中国で初めての土壤汚染に関する法律で、基本的な管理制度を構築する観点で、大きな意義を有します。

「土壤汚染防止法」は7章99条で構成されています。法律は、「土地の安全利用」を強調したうえ、土壤汚染防止の基本制度として、政府の目標責任と評価制度、土壤汚染責任者制度、土壤環境情報共有制度、土壤汚染リスク管理基準制

度、土壤汚染環境状況調査監視制度、土壤汚染管理と修復制度などを規定しました。また、汚染した土壤を回復するため、土壤汚染防止基金制度の設立が定められました。

本法律には、いくつか重要なポイントがあります。

本法律で一番重要なのは、「汚染者は責任を担う」という汚染者責任が明確にされたことです。法律の中で、「土壤汚染責任者」という言葉は29回出てきます。最も頻度が高い言葉で、あらゆる企業や個人が土壤汚染を防止する義務があると規定されています。ここでいう責任者は13種類に区分されています。土壤汚染管理者、施設や建物を撤去する事業者、施設や建物を撤去する管理者、汚水処理や廃棄物処理施設の建設業者と運営事業者、農業用製品の生産・販売・使用者、土地調査やリスク評価事業者、汚染修復施行事業者、土地の使用権者、生産経営者、債権者・債務継承者、地方人民政府などです。本法律で、土壤汚染責任の優先順位については、土壤汚染原因者、土地使用権者、政府という順序を明確にしました。土壤汚染の原因者が特定ではない場合、政府が責任を負うことになります。

また、本法律で、汚染した土壤を回復するために、土壤汚染防止基金制度が言及されたことも特徴のひとつです。中央土壤汚染防止特別資金と省別土壤汚染防止基金を設立するとしています。主に（1）農耕地の土壤汚染防止、（2）土壤汚染原因者あるいは土地の使用人が判明しない土壤汚染修復、（3）リスク管理及び政府に規定される他の事項、という3つの用途が資金使途となります。ただ、基金がどう設立され、その資金はどこから調達し、誰が管理を担うかについての具体的な取り決めは、まだありません。

さらに、県以上の地方政府の責任者を評価する際に、土壤汚染に関する管理目標に達したかどうかを、重要な評価項目とすることも定められました。

最後に、土壤汚染の評価と管理において、第三者の土壤環境サーブिस機関が調査報告、リスク評価報告、リスク管理制御の効果評価報告、修復結果報告などを出す場合、虚偽があれば、その機関と直接的な責任を担う管理職及び担当者に行政上の処罰を与えるとの取り決めも盛り込まれました。

2005年4月から2013年12月の約8年の月日をかけて、中国政府は全国レベルで土汚染調査を実施しました。調査の範囲は、森林、草地、未利用地、建設用地等と広範にわたり、国土面積の約2/3をカバーしました。その調査結果は、2014年に「全国土壤汚染状況調査公報」というタイトルで公表されました。調査された地域の16.1%で土壤汚染が確認されたといえます。特に、耕作地の土壤環境は農作物の品質に直接影響を与えるため、最も注目されましたが、耕作地汚染率は19.4%を超えたといわれています。その他、重汚染懸念企業の用地の36.3%、旧工業団地の34.9%、現工業団地の29.4%、採鉱区の33.4%、林地の10%、牧草地の10.4%などで汚染が確認されたといえます。

新たな法律の施行は、中国における土壤汚染修復ビジネスの勃興をもたらすと期待されています。ただ、現実に市場が動き出すようになるには、基本的な法律だけではなく、関連の基準や法規制が整備されていくことが必須でしょう。また、今回の法律について、内容が不十分とする意見もあります。例えば、罰則規定について、軽すぎるというものです。汚染の深刻度によって10万元以上200万元以下の処罰となりますが、修復のコストを踏まえるなら、処罰の上限をもっと高める必要があると指摘されています。情報開示についても、土壤環境の監査結果を地方政府に届け出て、情報公開するとなっていますが、土壤汚染モニタリング状況、汚染修復状況までを公開しないと、説得力が足りないとの意見も出されています。



調査部
副主任研究員
菊池 秀朗

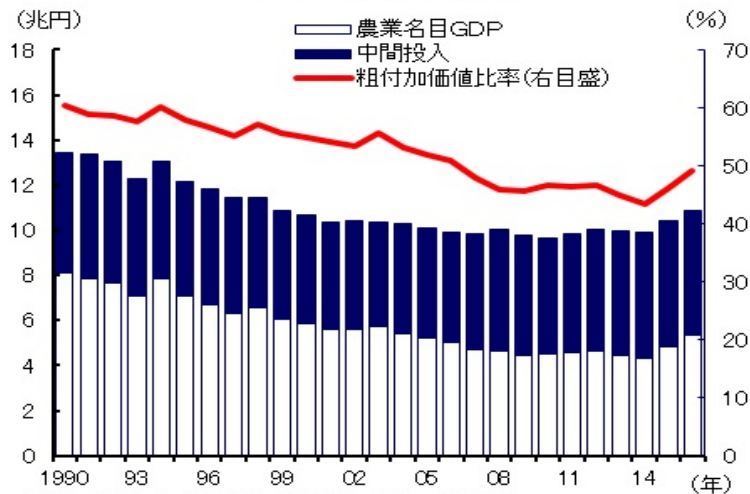
第12回 「人口減少下でも改善するわが国農業の付加価値」

わが国農業の売上額（生産額）から原材料等のコスト（中間投入）を除いた、付加価値の合計である農業名目GDPは、2015年から2年連続で改善しています（図表1）。過去30年にわたって続いた縮小トレンドに歯止めがかかり、持ち直しに転じた背景は何でしょうか。今回の次世代農業コラムでは、マクロ経済データから、わが国農業の現状を俯瞰し、成長の兆しを浮き彫りにしたいと思います。

わが国の農業名目GDPが改善した主因はマージンの改善です。この背景には、（1）新規需要の開拓を主因とした販売価格の上昇と、（2）労働生産性の改善等を受けた生産コストの低下、の2点があります。

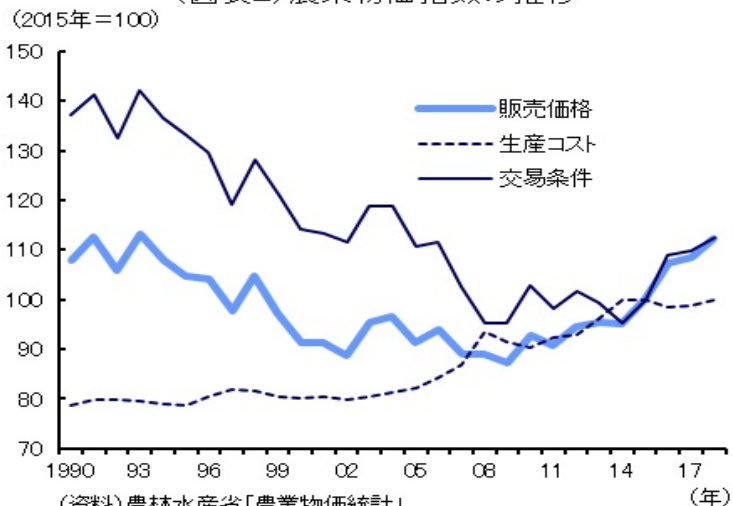
まず、販売価格についてみてみましょう。農林水産省が公表している農業物価統計で販売価格の推移をみると、2009年を底にやや持ち直し、2015年以降大きく上昇しています（図表2）。

（図表1）農業生産額



（資料）農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」
（注）農業生産額は、農業名目GDP(国内総生産)と中間投入の合計。

（図表2）農業物価指数の推移



（資料）農林水産省「農業物価統計」
（注）2018年は1～7月値。販売価格は農産物価格指数、生産コストは農業生産資材価格指数。

販売価格上昇の背景には、国産農産品への需要の増加を受けた生産者の価格交渉力の改善があります。具体的には、第1に、輸出の増加があります。地理的に近いアジアの所得拡大、世界的な日本食ブーム、ブランド品種育成の奏功などにより、わが国農産物の輸出は大きく増加しており、2000年頃まで2%に満たなかった輸出依存度（生産額に占める輸出額の割合）は、足許で4%超まで上昇

しています。

輸出の動向については、本シリーズ第4回「[質・量ともに改善する飲食物品輸出](#)」および蜂屋勝弘「[農産物輸出の一段の拡大に向けて](#)」（日本総合研究所 リサーチフォーカス ≪「次世代の国づくり」農業シリーズ No.1≫ 2018年5月18日）もご参照ください。

第2に、国内市場においても、国産農産物の差別化により、需要がやや持ち直しています。たとえば、国内消費市場全体が伸び悩むなかでも、外食・中食の需要が拡大しており、こうした分野で安心・安全な国産農産物へのニーズが高まっています。

こうした新規需要の開拓が奏功したことで、販売価格引き下げや圃場廃棄を回避し、生産に占める付加価値比率を高めることが可能になってきました。

次に、生産コストについてみてみましょう。同様に、農作物価統計で生産コストの推移をみると、2000年代後半からの上昇が、2014年以降は一服しています（前掲図表2）。背景には、（1）肥料原料、飼料などの国際商品市況で、価格高騰が一服したこと、（2）2015年以降、円安進行が一巡したこと、（3）原油価格の下落に伴い光熱動力費が下落したこと、などがあります。

また、労働生産性（1人当たり農業実質GDP）の改善も、生産コストの抑制に寄与しています。労働生産性改善の背景には、農地集約の進展があります。家族経営が多く、規模の拡大が遅れてきたわが国農業ですが、政府の農地集約に向けた政策が徐々に奏功してきました。実際、2000年代後半以降、1人当たり農地面積の拡大は加速しており、2017年は2.3haと、2005年からおよそ7割拡大しています。

以上のように、販売価格の上昇と、生産コストの低減が実現した結果、わが国農業の-marginは大きく改善しています。先の農作物価指数で販売価格と仕入れ価格の比である農業交易条件指数をみても、2015年以降は、大きく改善しています。

もっとも、農業人口の減少が引き続き生産の重石として働くことが懸念されます。弊社の推計では、農業人口は2035年には100万人と、2017年の194万人（家族経営182万人、組織経営13万人）からほぼ半減すると見込まれます。年齢構成も、一段と高齢化が進行する見通しです。

このため、農業生産を維持・拡大していくためには、新規参入の促進等で農業人口の減少に少しでも歯止めをかけるとともに、先にみたmargin改善の動きを一段と加速させていくことが不可欠となります。すなわち、（1）マーケティングやブランディングの強化などを通じた、さらなる新規需要の開拓、（2）生産性の改善に向けた一段の農地集約や、（3）IT・ロボットなど革新的技術を活用する設備投資、などが挙げられます。農業従事者の農外所得を拡大させる、6次産業化の促進も期待されます。こうした対策を積み上げていくことで、法人を含め農業従事者の新規参入を促していくことが求められます。

本稿は、「[改善するわが国農業の付加価値—農業人口半減時代に備え一段の生産性向上が不可欠—](#) ≪「次世代の国づくり」農業シリーズ No.2≫」（日本総合研究所 リサーチフォーカス 2018年8月7日）を基に執筆しています。

この連載のバックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

株式会社日本総合研究所 創発戦略センター
Mail Magazine（第2・第4火曜日配信）

このメールは創発戦略センターメールマガジンにご登録いただいた方、シンポジウム・セミナーなどにご参加いただきました方、また研究員と名刺交換した方に配信させていただいております。

【発行】株式会社日本総合研究所 創発戦略センター
【編集】株式会社日本総合研究所 創発戦略センター編集部

〒141-0022 東京都品川区東五反田2丁目10番2号
東五反田スクエア

TEL：03-6833-6400 FAX：03-5447-5695

<配信中止・配信先変更・配信形式変更>

<https://www.jri.co.jp/company/business/incubation/mailmagazine/privacy/>

※記事は執筆者の個人的見解であり、日本総研の公式見解を示すものではありません。

Copyright (C) 2018 The Japan Research Institute, Limited.